（昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第四十六条　昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び第十三条から第十三条の十一まで」を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

第十三条の二から第十三条の十一までを削る。

第十七条中「及び第十三条から第十三条の十一まで」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

（消費税法の一部改正）

第四十七条　消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の表地方議会議員共済会の項を削る。

（消費税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十八条　存続共済会は、消費税法その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三第一号に掲げる法人とみなす。

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四十九条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条　削除

第五十八条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第五十条　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ハ中「（第十一章を除く。）」を削る。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男
総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　髙木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫

政令

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百四十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）第十七条第三項及び第五項（これらの規定を同法附則第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第一条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災に起因するやむを得ない理由がある場合における共済掛金の支払期限の延長等）

第一条の二　センターは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に起因するやむを得ない理由により、第九条に規定する支払期限までに法第十七条第三項の規定による共済掛金を支払うことができないと認められる学校の設置者があるときは、文部科学大臣の認可を受けてセンターの定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該学校の設置者に係る当該支払期限を延長することができる。この場合において、第十一条中「第九条に規定する支払期限」とあるのは、「附則第一条の二の規定により延長された支払期限」とする。

附則第五条第三項中「及び第十九条」を「、第十九条及び附則第一条の二」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

文部科学大臣　髙木　義明
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

政令第百五十号

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十五号）の施行に伴い、東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の一部改正）

第一条　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改める。

第一条中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に改める。

第二条中「含む」の下に「。次項において同じ」を加え、「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」を「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第一条第三項又は第四項の規定により行われる任期満了による選挙に係る地方自治法施行令第九十二条第五項第一号及び市町村の合併の特例に関する法律施行令第二条第五項の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二号）第二条の規定の適用がないものとした場合における任期満了の日」とする。